

新潟県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画
認定要領

平成 26 年 4 月
新潟県農林水産部

新潟県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領

第1 目的

農業が将来にわたってその多様な機能を発揮していくためには、環境と調和した持続的な農業生産を行っていくことが重要である。

このため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成 11 年 7 月 28 日法律第 110 号。以下「法」という。）第 3 条の規定により、本県において農業者が目標とすべき具体的な生産方式を定めた「新潟県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成 13 年 3 月 27 日策定。平成 20 年 3 月 27 日改正、以下「導入指針」という。）に基づき農業生産を行おうとする農業者に対して、同法第 4 条の規定により作成した「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」（以下「導入計画」という。）の認定を行い、農業者の支援を行うものである。

第2 導入計画の認定申請者

導入計画の認定を申請できる者は、県内の農地において導入指針に定める農業生産方式を実施しようとする者とする。

第3 導入計画認定の申請

- 1 導入計画の認定を受けようとする者は、別記様式第 1 号による導入計画認定申請書を、当該申請に係る農地の所在地を所管する市町村及び地域振興局農林水産（農業）振興部（以下「地域振興局等」という。）を経由して、知事に提出し、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 導入計画認定申請書の受付は、原則として奇数月に行う。

第4 導入計画の認定

- 1 知事は、農業者から提出のあった導入計画について、第 5 の導入計画認定基準に適合すると認めるときは、導入計画を認定し、地域振興局等を経由し、申請者に別紙様式第 2 号による認定証を交付するものとする。
- 2 知事は、農業者から提出のあった導入計画について、第 5 の導入計画認定基準に適合しないと認めるときは、地域振興局等を経由し、申請者に申請棄却通知（別記様式第 3 号）を行うものとする。
- 3 認定の期間は、認定日から導入計画の目標年度末までとする。

第5 導入計画の認定基準

導入計画の認定基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 導入しようとする生産方式が、導入指針に定める持続性の高い農業生産方式の内容に合致していること。
- (2) 導入計画において、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積全体のおおむね 5 割以上を占めること。
- (3) 持続性の高い農業生産方式の内容から見て、設置する施設の規模、購入する機械や資材の種類等導入計画に記載されている措置が、導入計画に記載されている目標を達成するために適当なものであること。
- (4) 導入計画が、申請者の技術、経営能力、事業・資金計画等から総合的に見て、達成することが確実に認められること。

第6 導入計画の再認定

導入計画の再認定を受けようとする者は、第2、第3の1、第4、第5の規定の他、次の規定により認定を受けることができる。

- 1 導入計画の再認定に係る申請書の受付は、原則として認定期間の最終年度の収穫終了後から1月までの間の奇数月に行うものとする。
- 2 導入計画の再認定基準は、再認定を受けようとする作物ごとに、次に掲げるいずれかに合致しているものとする。
 - (1) 導入指針に定める持続性の高い農業生産方式の内容から、新たな技術の追加、又は技術の変更が計画されていること。
 - (2) 面積の拡大、収量や品質の向上、農業所得の向上等が計画されていること。
- 3 目標面積に対する実績が達成されていない場合は、2の他、次の要件を満たしているものとする。
 - (1) 従前の目標面積に対する実績が、概ね8割以上となっていること。
 - (2) 導入計画認定申請書別紙に、目標未達成の原因及び改善を図る事項等が記載され、その内容が適当と認められること。

ただし、再度、従前の導入計画と同様の計画とする場合も、再認定の対象とすることができる。その際、地域振興局等は、目標未達成の原因を分析すると共に、必要に応じてヒアリングを行うなど導入計画を十分検討する。

第7 導入計画の変更

- 1 第4の1の導入計画の認定を受けた者及び第6の導入計画の再認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）が、当該認定に係る導入計画（以下「認定導入計画」という。）について2に掲げる変更をしようとするときは、別記様式第4号による導入計画変更認定申請書を知事に提出し、その認定を受けなければならない。
- 2 認定を必要とする変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 作物別生産方式導入計画の変更
 - (2) 導入する生産方式の内容の変更
 - (3) 機械・施設整備計画の変更
 - (4) 資金調達計画の変更
 - (5) 申請者の氏名、住所の変更
- 3 導入計画の変更の認定に係る手続きは、第3及び第4に準ずる。

第8 認定の取消し

- 1 知事は、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合は、当該認定を取り消すことができるものとする。
- 2 認定農業者は、農業経営の継承及び離農等により、認定農業者としての要件をみたさなくなった場合は、別記様式第5号による取消申出書を知事に提出するものとする。
- 3 認定農業者の死亡及び失踪等の理由により、認定農業者本人による取消の申出が困難な場合は家族からの代理の申出を認めることとし、家族からの代理の申出も困難な場合は市町村による代理の届出を認めることとする。
- 4 知事は、認定を取り消したときは、地域振興局等を経由し、別記様式第6号により申請者に通知するものとする。
- 5 認定の取消しに係る手続きは、第3及び第4に準ずる。

第9 農業者に対する援助

- 1 農業者の導入計画作成に当たり、市町村及び地域振興局等は指導・助言を行うもの

とする。

- 2 認定農業者の認定導入計画の実施に当たっては、計画が達成できるよう、市町村及び地域振興局等は指導・助言に努めるものとする。

第 10 実施状況の報告

知事は、必要に応じて、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況を把握するために、別記様式第 7 号により、実施状況の報告を求めることができるものとする。

第 11 事務取扱及び事務処理方法

- 1 認定に係る事務取扱は、地域振興局等及び農産園芸課が行うものとする。
- 2 農業者から第 3、第 6 及び第 7 に規定する申請書及び第 8 に規定する取消申出書を受理した地域振興局等は、申請に係る導入計画の審査及び取消申出書の確認を実施の上、偶数月の 20 日までに、別記様式第 8 号により農産園芸課に報告するものとする。
- 3 農産園芸課は、地域振興局から報告のあった審査結果等をとりまとめ、偶数月末日までに認定等を行い、地域振興局等へ通知する。
- 4 地域振興局は、導入計画の目標年度に至り、かつ、第 6 の導入計画の再認定の申請を行っていない認定農業者に対し、当該年度の 12 月末日までに別記様式第 9 号により通知することとし、再認定の申請がなく認定期間が終了した農業者について 4 月 20 日までに別記様式第 8 号により農産園芸課に報告するものとする。
- 5 農業者の認定、申請棄却及び取消通知等に当たって、地域振興局は関係市町村及び農業協同組合等へその旨を通知し、連携を図るものとする。

附 則

- この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 15 年 6 月 2 日から施行する。
この要領は、平成 16 年 5 月 18 日から施行する。
この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。
この要領は、平成 19 年 1 月 4 日から施行する。
この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 21 年 11 月 30 日から施行する。
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画
(目標：平成 年度)

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況(現状)

	水田	普通畑	樹園地	その他	合計
経営面積	a	a	a	a	a
労働力	農業従事者 男 人(うち専従者 人) 女 人(うち専従者 人)				

注 「経営面積」には、借入地面積及び受託地面積を含む。

(2) 作物別生産方式別導入計画

		現 状	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	目標年(年)
生 産 方 式 導 入 作 物		a	a	a	a	a	a
		a	a	a	a	a	a
小 計							
その他作物							
合 計							

注1 現状は、前回作付け時の実績を記入すること。

2 目標年は、原則として5年後とすること。

3 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。

4 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(3) 生産方式の内容

作物名	収量	現行の生産方式と導入する生産方式の内容	資材の使用量・回数
	現状	有機質資材施用技術	(現状) t/10a kgN/10a
			(目標) t/10a kgN/10a
	kg/10a	化学肥料低減技術	(現状) kgN/10a
			(目標) kgN/10a
	目標	化学農薬低減技術	(現状) 回
			(目標) 回
kg/10a	化学肥料低減技術	(現状) kgN/10a	
		(目標) kgN/10a	
	現状	有機質資材施用技術	(現状) t/10a kgN/10a
			(目標) t/10a kgN/10a
	kg/10a	化学肥料低減技術	(現状) kgN/10a
			(目標) kgN/10a
	目標	化学農薬低減技術	(現状) 回
			(目標) 回
kg/10a	化学肥料低減技術	(現状) kgN/10a	
		(目標) kgN/10a	
	現状	有機質資材施用技術	(現状) t/10a kgN/10a
			(目標) t/10a kgN/10a
	kg/10a	化学肥料低減技術	(現状) kgN/10a
			(目標) kgN/10a
	目標	化学農薬低減技術	(現状) 回
			(目標) 回
kg/10a	化学肥料低減技術	(現状) kgN/10a	
		(目標) kgN/10a	

注1 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し「目標」に生産方式の導入による収量の目標を記入すること。

2 「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」はそれぞれ、法第2条第1号、第2号及び第3号に規定する技術をいう。

3 「有機質資材施用技術」には、たい肥等の有機質資材の施用時期、施用方法、C/N比等を記入すること。又、土壌診断の実施時期についても併せて記入すること。

4 「化学肥料低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、施用する肥料等を記入すること。

5 「化学農薬低減技術」には、導入する技術の具体的な内容、実施時期・実施方法等を記入すること。

6 「資材の使用の量・回数」には、以下について記入すること。

- ① 有機質資材施用技術においては、1作当たりの施用量及び窒素投入法
- ② 化学肥料低減技術においては、1作当たりの化学肥料由来の窒素の総投入量
- ③ 化学農薬低減技術においては、1作当たりの節減対象農薬の使用回数（成分回数）の合計

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物		
そ の 他 作 物		
合 計		

注 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) 堆肥等利用計画

	たい肥等有機質資材の種類	自 給	購 入	備 考
現 状		t	t	
目 標				

注1 「たい肥等有機質資材の種類」には、有機質資材の一般的な名称（例：牛ふんおがくずたい肥）を記入すること。

2 「備考」には、有機質資材の入手先、主な原料等を記入すること。

(2) 機械・施設整備計画

現 状		計 画		
種類・能力	台数	種類・能力	台数	実施時期

注 「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること。

(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	備 考
		千円			
合 計					

注1 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。

2 「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。

3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書きで外数として記入すること。

4 「償還条件」には、償還期間（措置期間を含む。）及び措置期間を記入すること。

5 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 その他

--

注 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的内容、実施方法等を記入すること。

4 家族経営協定等の締結状況（共同申請または経営主以外の者が申請する場合に記入）

(1) 共同申請の場合 家族経営協定の締結（必須）〔 年 月 日〕

(2) 経営主以外の者が申請する場合（経営主との合意を確認するもの）
〔家族経営協定・同意書・その他（ ）〕の締結〔 年 月 日〕

5 従前の目標未達成の原因及び改善を図る事項（※再認定申請の場合のみ記載）

従前の導入計画の達成状況	品目（ ） 計画当初導入目標：導入面積（ a）、作付面積（ a） 達成率（ %） 目標年度導入実績：導入面積（ a）、作付面積（ a）、達成率（ %）
目標未達成の原因	
改善を図る事項	

※導入作物ごとに記載することとし、必要に応じて適宜欄を追加する。

6 その他確認事項

(1) 過去の導入計画認定実績の有無（※新規認定申請の場合のみ記載）〔有・無〕

「有」の場合：認定年月（ ） 認定番号（ ）

(2) 農業経営基盤強化促進法に基づく認定の有無（認定農業者）〔有・無〕

『添付資料』

- 1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置を判別することができる地図（各ほ場で栽培する作物名がわかるもの）
- 2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果
- 3 法人が申請する場合は、登記簿謄本、登記事項証明書等の写し。

(別記様式第 1 号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書

年 月 日

新潟県知事 ○○ ○○ 様

住 所：
〔法人にあつては
事務所の所在地〕

氏 名：
〔法人にあつては
その名称及び代
表者の氏名〕

(再認定申請の場合：認定番号 号)

新潟県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する計画認定要領第 3 の規定に基づき、別紙導入計画の認定を申請します。

※ 導入計画を添付 (別紙)

認定番号 号

目標年度 年

認 定 証

住 所

氏 名

年 月 日付けで認定申請のあった持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年7月28日法律第110号）第4条第3項の規定に基づき、認定します。

年 月 日

新潟県知事 ○○ ○○

(別記様式第3号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請棄却通知書

番 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 申 請 者 様

新潟県知事 ○○ ○○

年 月 日 付けで認定申請のあった持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画については、下記の理由により、認定を行わなかったことを通知します。

記

理 由

(別記様式第4号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画変更認定申請書

年 月 日

新潟県知事 ○○ ○○ 様

住 所：
〔法人にあつては
事務所の所在地〕

氏 名：
〔法人にあつては
その名称及び代
表者の氏名〕

(認定番号 号)

新潟県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する計画認定要領第7の規定に基づき、別紙変更導入計画の認定を申請します。

※ 変更導入計画書を添付（様式は別記様式第1号に準ずる）

(別記様式第5号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定の取消申出書

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住所：

氏名：（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

（代理届出者住所： ）

（代理届出者名： ）

年 月 日 付け認定番号第 号で認定された持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画については、下記の理由により、認定を取消し願います。

記

理 由

(別記様式第6号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定取消通知書

番 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 届出者 (代理届出者) 様

新潟県知事 ○○ ○○

年 月 日付け認定番号 号で認定した(○○○○様の)持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画については、下記の理由により、認定を取り消します。

記

理 由

(別記様式第7号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画実施状況報告書

年 月 日

新潟県知事 ○○ ○○ 様

住 所：
法人にあっては
事務所の所在地

氏 名：
法人にあっては
その名称及び代
表者の氏名

(認定番号 号)

新潟県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する計画認定要領第10の規定に基づき、別紙のとおり導入計画実施状況を報告します。

※ 実施状況報告を添付（様式は導入計画（別紙）に準ずる）

農 産 園 芸 課 長 様

〇〇地域振興局農林水産(農業)振興部長

新潟県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する計画の
認定に係る審査結果等について (報告)

新潟県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する計画認定要領第 1 1 の規定に基づき審査等を行ったので、下記のとおり報告します。

記

認定等区分	申請等件数			審査結果等
		認定等が適 当なもの	棄却が適 当なもの	
新規認定				別添 1 のとおり
再認定				別添 2 のとおり
計画変更				別添 3 のとおり
認定取消				別添 4 のとおり
認定終了				別添 5 のとおり

※ 各申請に係る審査結果等 (別添 1 ~ 5) を添付

※ 申請書及び取消申出書の添付は不要

(別記様式第9号)

番 号
年 月 日

住所
氏名 ○○ ○○ 様
(認定番号 号)

○○地域振興局農林水産（農業）振興部長

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定期間の終了
及び再認定の申請について（通知）

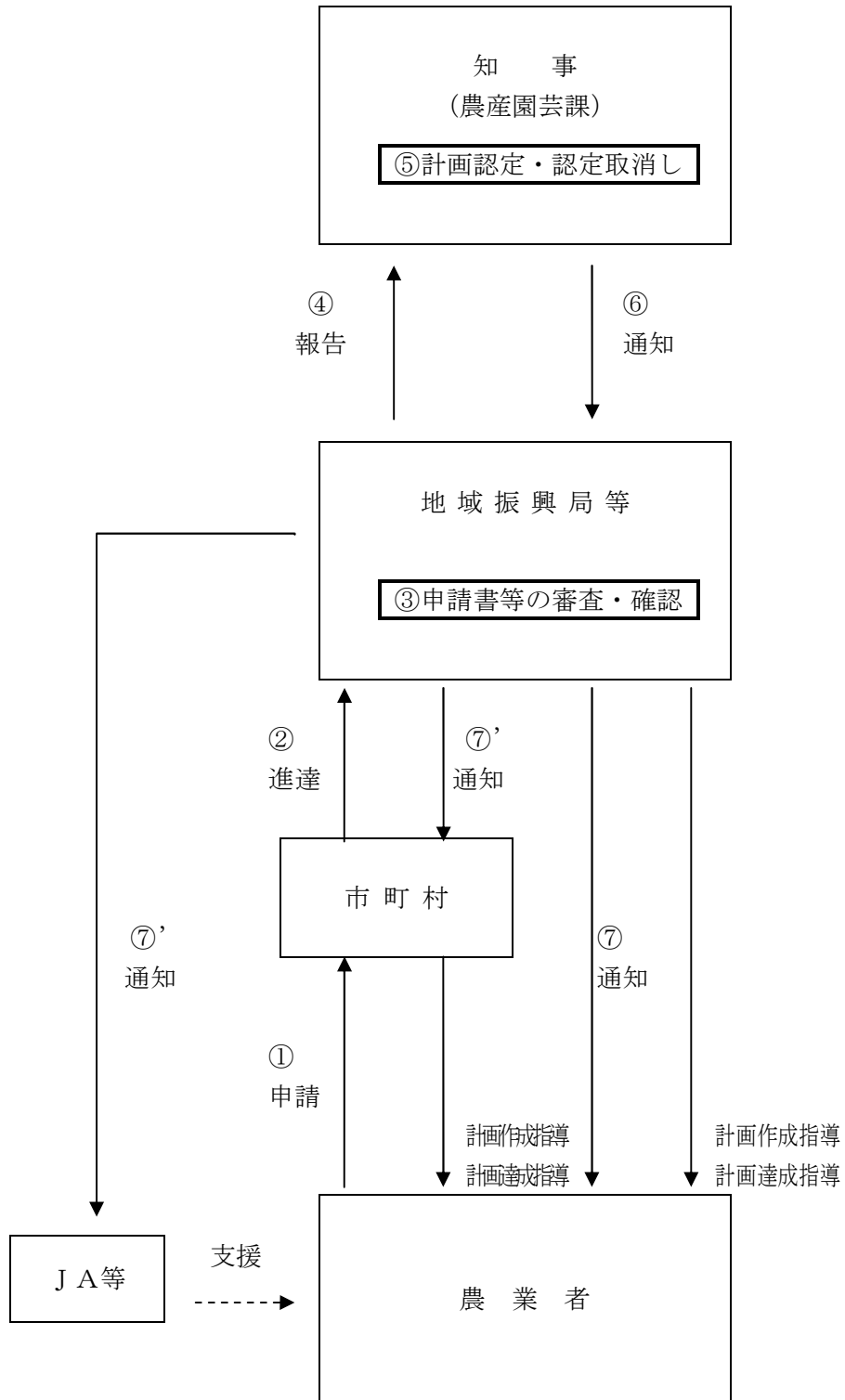
年 月 日付け認定番号 号で認定された持続性の高い農業生産方式の
導入に関する計画については、年3月31日をもって認定期間が終了するので通知しま
す。

導入計画の再認定を申請される場合は、年1月末日までに、新潟県持続性の高い農業
生産方式の導入の促進に関する計画認定要領第6の規定により申請書をご提出願います。

(※現認定に係る導入計画認定申請書写しを添付)

【参考】

新潟県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定等の流れ



※計画変更、取消申出については上記に準じる。